



片岸地区

発行:令和元年8月  
発行元:釜石市復興推進本部

# 復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

撃ます 屈せず がんばろう釜石!!

## 復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

開催日	令和元年7月16日(火)
時間	18:30~20:25
場所	片岸地区集会所
参加人数	27人



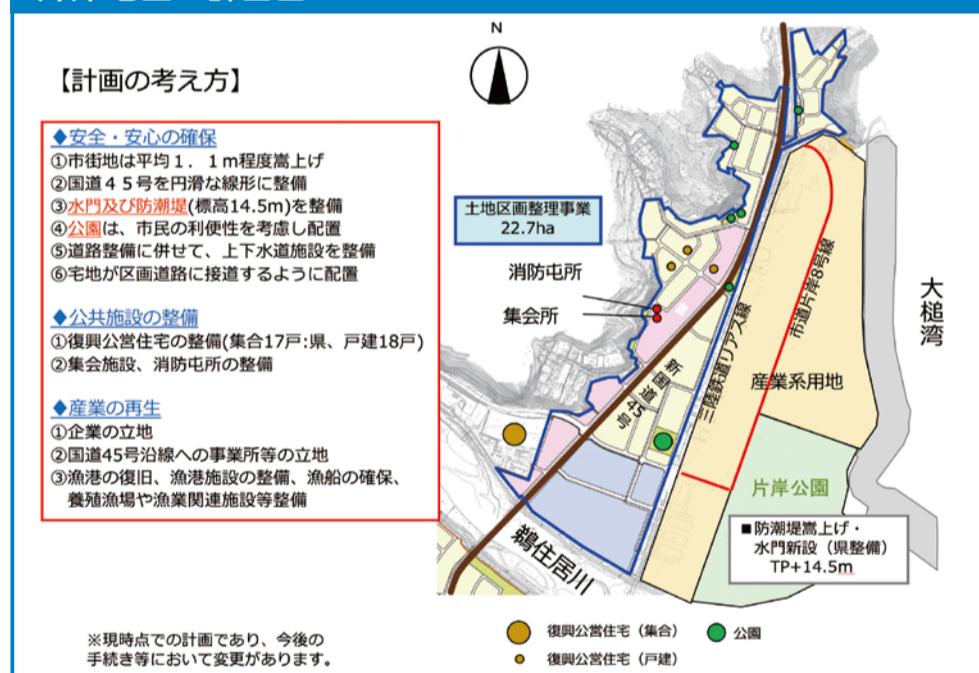
- |    |   |                                    |
|----|---|------------------------------------|
| 議題 | 1. 本日の趣旨<br>2. まちづくり計画の進捗状況及びスケジュールについて<br>3. 町界町名変更について<br>4. 土地区画整理事業の換地処分に向けて(今後の流れ)<br>5. 下水道受益者負担金について<br>6. 片岸海岸防潮堤・鵜住居川水門 工事進捗状況について | 7. ラグビーワールドカップ2019™について<br>8. 意見交換 |
|----|---|------------------------------------|

当日はこれらの議題について担当より説明いたしました。出席された皆さんからは、まちづくり計画の進捗状況及びスケジュールについて、また片岸海岸防潮堤・鵜住居川水門工事進捗状況について等様々なご意見、ご質問をいただきました。

## 議題の概要

### 最新の土地利用計画について

#### 片岸地区 計画図



#### 下水道受益者負担金について

下水道は、道路や公園のように不特定多数の方が利用できるものではなく、処理区域内の方しか利用できません。この為、下水道の建設費を全て公費でまかなうと、利用できない方にも負担をかける為、公平を欠いてしまいます。そこで、下水道整備費の一部を処理区域の方に負担していただくことで負担の公平を図ろうというのが受益者負担金制度です。下水道整備時期に一度だけ負担していただくことになります。

受益者負担金額は、土地の面積に1m<sup>2</sup>当たり350円を乗じて算出した額です。

#### 受益者となる方

原則的には、下水道整備区域内の土地所有者が受益者となります。ただし、その土地が地上権、質権または使用貸借あるいは賃貸による権利(一時使用は除く)の目的となっている場合には、その権利者が受益者となります。実際には、所有者と権利者の双方で協議のうえ、決定していただくことが多いようです。

#### 受益者負担金徴収猶予

下水道工事により公設柵を設置したすべての土地に対して受益者負担金を賦課しますが、土地の地目、利用目的によって徴収猶予の措置があり、農地については徴収猶予の制度があります。家庭菜園、駐車場や空き地については、理由がなければ徴収猶予の対象になりません。

#### 受益者申告書の提出

対象となる方には、後日「下水道受益者申告書」を送付してお知らせします。受益者や受益地を決定する大切な資料となりますので、必ず提出してください。

#### 工事スケジュール





## このようなご意見・ご質問をいただきました

**土地区画整備事業に係る宅地整備完了後の擁壁のずれや雨水のたまりなど、今後どう対応されるのか。**

擁壁のずれ等は、原因を特定し、場合によってはやり直しということになるかもしれません。雨水のたまりについては、基礎工事の際に出る土を利用するなど、大工さんやハウスメーカーさんとご相談いただき、それでもだめな場合は個別にご相談していただければと思います。

**今後瑕疵が出てきた場合、きちんと対応していただきたいので、対応について早々に検討して、住民の皆さんに示してほしい。**

瑕疵の件については、UR、JV、市の内部でも早急に検討して、早急に対応するようにします。

**国道45号沿いや市道の入口付近が暗いと思うのだが、街路灯が不足なのではないか。**

街路灯の設置については、例えば防犯灯などもございますので、そこは町内会と相談しながら決めていきたいと考えております。国道45号が暗いという部分につきましては、改めて南三陸国道事務所に要望したいと考えております。また庁内でも対応策を検討したいと考えております。

**今回の下水道受益者負担金について、下水道が整備されて皆さんに引き渡されたのだが、例えば200坪の土地を所有している方が100坪しか宅地に使わなくても、200坪分の負担金を納めなければならないのか。**

当初、土地を宅地として活用予定だった方が、その後の経過によって、将来的な計画が立てられないという場合につきましては、徴収猶予を考えております。登記上、地目ごとに分筆してあるのであれば、宅地の分だけ賦課するのですが、1筆の中で宅地と宅地以外の土地の利用をされるという場合は個別に説明をしますので、市の下水道課まで連絡をお願いします。

**令和2年度末までに完成するという新堤防があるが、現在工事ヤードになっている部分のところは個人のものなのか、それとも公的な用地の部分も入っているのか。**

釜石市の公的用地と、ほかに個人の方々所有の敷地をお借りしているところもあります。復旧形態については、土地所有者の方にお返しする前に一旦ご相談をして、それから復旧を決めていきたいと考えております。

**旧堤防と新堤防の間に埋める土砂の高さはどの程度なのか。**

旧堤防の頭のほう、上1段を残すぐらいのイメージで考えていただければと思いますが、そのぐらいの高さの旧堤防を残すような形で、そこから下の部分を埋めるというようなグレードを今は考えております。

**現在工事ヤードになっている市所有の部分は、市として将来どのように使う予定なのか。**

片岸公園の一部として整備する方向で進めております。

**今、復興公営住宅に住んで浄化槽を使っているのだが、下水道受益者負担金は、かかるてくるのか。**

復興公営住宅の入居者は、受益者負担金は生じません。

**復興公営住宅の前の土砂仮置きについては、いつぐらいまで使用するのか。**

8月末までに整地して地権者にお返しする予定です。

**誘致企業が撤退した場合、撤退後の用地を市としてはどのように有効活用できるのか。**

広大な土地ということで、有効な活用を地域の皆さんと模索していく必要があると考えております。

**誘致企業は、個人の用地を借りて事業をしてきたわけなのだが地代を払っているところと払っていないところがあるようだ。そちらに対する責任はどう考えるのか。**

市としてどういった対応ができるのか、法的なことも含めてきちんと整理した上でお伝えしたいと考えております。

**企業、我々地権者、釜石市、この三者が集まり話し合いできる見通しはいつ頃か。**

8月の上旬ぐらいに実施できると考えてましたが、企業側からどういった方向性が出てくるのかも踏まえて、関係者の皆様にご相談した上で日程を決めさせていただきたいと考えております。

**復興事業については、可能な限り皆さまの期待に応えられるよう進めて行きたいと考えております。**

1日も早い復興事業の完了に向け、今後も全力で取り組んで参りますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



復興計画の事業進捗等については、「広報かまいし」や市のホームページでも公開しております。併せてご覧ください  
<http://www.city.kamaishi.iwate.jp>

協議会等に関するお問い合わせ

釜石市復興推進本部 TEL:0193-27-8479  
FAX:0193-22-2686